(3) 委員会別の成立した法律等の要旨及び本会議における委員長報告（議案審議表付）

○内閣委員会

内閣提出法律案（八件）

（衆）は提出時の先議院

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	備考
9	行政機関の休日に関する法律案	衆	六三、九、三	六三、九、三（予）	六三、一二、八 可決	六三、一二、九 可決	六三、九、三	六三、一二、八 可決	六三、一二、八 可決	
10	一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	九、三	九、三（予）	三、八 可決	三、九 可決	九、三	二、八 可決	二、八 可決	
13	一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案	〃	一二、三	一二、三（予）	三、一〇 可決	三、一〇 可決	一二、三	三、一〇 可決	三、一〇 可決	
14	特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	〃	一二、三	一二、三（予）	三、一〇 可決	三、一二 可決	一二、三	三、一〇 可決	三、一〇 可決	
15	防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案	〃	三、三	一二、三（予）	三、一〇 可決	三、一二 可決	一二、三	三、一〇 可決	三、一〇 可決	
112 国会 7	防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案	（衆）	六三、一、元	六三、九、三	六三、一〇、五 可決	六三、一〇、六 可決	六三、七、九	六三、九、九 可決	六三、九、一〇 可決	百十二回国会 衆本会議趣旨説明 衆 継続 百十三回国会 六三、九、二 参本会議趣旨説明

番号	件名	提出者	予備送付月日	本院へ提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議決	備考
8	臨時脳死及び臓器移植調査会設置法案	中山太郎君外四名（六三、二、一〇）	六三、二、二三		六三、二、二三（予）			六三、二、二三	継続審査		

衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議決	備考
112国会 82	行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案	（衆）	六三、四、二八	六三、一一、一八	可 六三、一二、八 決	可 六三、一二、九 決	六三、七、一九	可 六三、一一、一八 決	可 六三、一一、一八 決	
112国会 83	統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案	〃	四、二八	一一、一八	可 一二、八 決	可 一二、九 決	七、一九	可 一二、一八 決	可 一二、一八 決	

行政機関の休日に関する法律案（閣法第九号）

要旨

本案は、行政機関において公務の効率的な運営を図りつつ土曜閉庁方式による週休二日制を実施するため、毎月の第二及び第四土曜日を、従来から休日として扱っている日曜日、国民の祝日等と合わせて行政機関の休日とする等の措置を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、日曜日並びに毎月の第二及び第四土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日は行政機関の休日とし、行政機関の執務は、原則として行わないものとする。なお、行政機関の休日においても、各行政機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではないこととする。

二、国の行政庁に対する申請、届け出等の期限で、一定の要件に該当するものについては、その期限である日が行政機関の休日に当たるときは、その翌日をもって期限とみ

なす。ただし、法律又は法律に基づく命令に別段の定めがある場合は、この限りでないこととする。

三、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました四件の法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、個人情報保護関係の二法律案は、いずれも第百十二回国会に提出され、衆議院において継続審査となっていたものであります。

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案の内容は、第一に、本法律は、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の取り扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とすること。

第二に、行政機関は、所掌事務を遂行するため必要な限度において、かつ、できる限り目的を特定して個人情報ファイルを保有することとし、総務庁長官は、一定の事由に該当する場合を除き、個人情報ファイルの保有目的、記録項目等について公示すること。

第三に、行政機関の長は、本人から、個人情報の開示請求があったときは、原則として、これを開示することとし、訂正等の申し出があったときは、調査し、その結果を通知すること等であります。

統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案の内容は、第一に、指定統計調査以外の統計調査の結果知られた秘密に属する事項についても、指定統計調査と同様、その秘密は、保護されなければならないこと。

第二に、指定統計調査等の実施者は、調査票等を適正に管理するための必要な措置を講じなければならないこととするほか、統計調査の運営上必要な規定の整備を行おうとするものであります。

次に、土曜閉庁関係の二法律案について申し上げます。

行政機関の休日に関する法律案の内容は、行政機関において土曜閉庁方式による週休二日制を実施するため、毎月の第二及び第四土曜日を、従来から休日として扱っている日曜日、国民の祝日等と合わせて行政機関の休日とすると

ともに、国の行政庁に対する申請、届け出等の期限である日が行政機関の休日に当たるときは、その翌日をもって期限とみなす等であります。

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、土曜閉庁方式の導入に伴う週休二日制及び勤務時間制度の改正についての本年八月四日の人事院勧告を実施するためのものでありまして、その内容は、日曜日並びに毎月の第二及び第四土曜日等四週間につき二の土曜日は勤務を要しない日とするとともに、各庁の長は、勤務を要しない日に特に勤務させる必要がある場合には、かわりの日を勤務を要しない日として休ませることができること等であります。

委員会におきましては、個人情報保護関係二法律案について参考人から意見を聴取するとともに、各法律案について広範多岐にわたり質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

質疑を終わりましたところ、日本共産党を代表して吉川委員より、個人情報保護法案に対し、個人情報の収集及び保有の規制を強化すること等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、四法律案並びに修正案について各会派から討論の後、順次採決の結果、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案は、吉川委員提出の修正案が否決され、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定し、統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案、行政機関の休日に関する法律案及び一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、個人情報保護法案に対し十二項目から成る附帯決議を、また、一般職職員給与法改正案に対し四項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第一〇号)

要旨

本案は、行政機関における土曜閉庁方式の導入に伴う週休二日制及び勤務時間制度の改正についての本年八月四日

の人事院勧告を実施するため、一般職の国家公務員の週休二日制の実施方法等を改定しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、日曜日並びに毎月の第二及び第四土曜日等四週間につき二の土曜日は勤務を要しない日とし、勤務時間は、月曜日から金曜日まで及び勤務を要しない日以外の土曜日において割り振ることとする。ただし、各庁の長は、特別の勤務に従事する職員については、勤務を要しない日及び勤務時間の割り振りを別に定めることができる。

二、各庁の長は、勤務を要しない日に特に勤務させる必要がある場合には、かわりの日を勤務を要しない日として休ませることができることとする。

三、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

委員長報告

二九ページ参照

一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一三号）

要旨

本案は、人事院の国会及び内閣に対する昭和六十三年八月四日付けの給与改定に関する勧告及び同日付けの寒冷地手当に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の給与及び寒冷地手当について人事院勧告どおりの改定を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、一般職の職員の給与等に関する法律の一部改正

㈠ 俸給表の改定

全俸給表の全俸給月額を引き上げる（諸手当の改定を含め平均二・三五％、六、四七〇円）。

㈡ 諸手当の改定

1 初任給調整手当について、医療職俸給表㈠の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を二十四万六千円（現行二十三万九千円）に引き上げる。

2 扶養手当について、子、孫及び弟妹に係る扶養親族の要件を満十八歳に達する日以後の最初の三月三

十一日までとし、配偶者に係る支給月額を一万六千円（現行一万五千円）に、配偶者のない職員の扶養親族のうち一人に係る支給月額を一万五百円（現行一万円）に引き上げる。

3　住居手当について、月額二万五百円を超える家賃を支払っている職員に係る二分の一加算限度額を一万千五百円（現行八千五百円）に引き上げる。

4　非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、支給の限度額を日額二万六千四百円（現行二万五千八百円）に引き上げる。なお、毎月の第二及び第四土曜日を行政機関の休日とすることに伴い、さらにこの限度額を二万八千七百円に引き上げる。

二、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正

最近における暖房用燃料価格の動向等を踏まえ、寒冷地手当の基準額に加算する額について、北海道に在勤する職員にあっては、支給地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じて改定し、その他の地域に在勤する職員にあっては、その限度額を改定し、それぞれ約三六・八％引き下げる。

三、施行期日

㈠　一般職の職員の給与等に関する法律の改正規定については、公布の日から施行し、昭和六十三年四月一日から適用する。ただし、扶養手当の扶養親族要件の改正規定は、昭和六十四年四月一日から、また、毎月の第二及び第四土曜日を行政機関の休日とすることに伴う非常勤職員の手当の支給限度日額の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日からそれぞれ施行する。

㈡　国家公務員の寒冷地手当に関する法律の改正規定については、昭和六十四年四月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました給与関係三法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案は、本年八月の給与及び寒冷地手当についての人事院勧告を完全実施しようとするものであります。

その内容は、まず、給与につきましては、全俸給表の全

俸給月額を本年四月一日から引き上げるとともに、初任給調整手当、扶養手当及び住居手当等を改定し、合わせて平均二・三五％の改善を行おうとするものであります。

また、寒冷地手当につきましては、最近における暖房用燃料価格の動向等を踏まえ、北海道等に在勤する職員に対して支給される寒冷地手当の基準額に加算する額につきまして、来年度から約三七％の引き下げを行おうとするものであります。

特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の俸給月額等について所要の改定を行おうとするものであります。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定しようとするものであります。

委員会におきましては、以上三法律案を一括して質疑を行いましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わりましたところ、日本共産党を代表して吉川委員より、一般職職員給与法及び寒冷地手当法改正案に対し、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の改正規定を削除することの修正案が提出されました。

本修正案は予算を伴うものでありますので内閣の意見を聴取いたしましたところ、髙鳥総務庁長官から反対である旨の発言がありました。

次いで、討論の後、三法律案並びに修正案につきまして、順次採決の結果、一般職職員給与法及び寒冷地手当法改正案は、修正案を否決した後、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定し、特別職職員給与法等改正案並びに防衛庁職員給与法改正案は、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、一般職職員給与法及び寒冷地手当法改正案に対し、寒冷地手当に関する附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

（閣法第一四号）

要旨

本案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、内閣総理大臣の俸給月額を百八十三万五千円（現行百七十九万二千円）、国務大臣等の俸給月額を百三十三万八千円（現行百三十万七千円）、内閣法制局長官等の俸給月額を百二十七万九千円（現行百二十四万九千円）に引き上げ、その他政務次官以下の俸給月額を百九万千円から九十四万八千円（現行百六万五千円から九十二万六千円）の範囲内で引き上げる。

二、大使及び公使の俸給月額を百二十七万九千円から八十四万二千円（現行百二十四万九千円から八十二万二千円）の範囲内で引き上げる。

三、秘書官の俸給月額を四十二万八千六百円から二十一万千円（現行四十一万九千円から二十万六千百円）の範囲内で引き上げる。

四、委員会の常勤委員の日額手当の支給限度額を四万七千円（現行四万五千九百円）に、非常勤委員の日額手当の支給限度額を二万六千四百円（現行二万五千八百円）にそれぞれ引き上げる。なお、毎月の第二及び第四土曜日を行政機関の休日とすることに伴い、さらにこの限度額をそれぞれ五万千百円及び二万八千七百円に引き上げる。

五、国際花と緑の博覧会政府代表の俸給月額を百八万千円（現行百五万五千円）に引き上げる。

六、本法律は、公布の日から施行し、昭和六十三年四月一日から適用する。ただし、毎月の第二及び第四土曜日を行政機関の休日とすることに伴う委員会の常勤委員及び非常勤委員の日額手当の支給限度額の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日からそれぞれ施行する。

委員長報告

三二ページ参照

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（閣法第一五号）

要旨

本案は、一般職の国家公務員の給与改定に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、事務次官、参事官、書記官及び部員に適用される参事官等俸給表の俸給月額を平均二・三％、自衛官に適用される自衛官俸給表の俸給月額を平均二・七％それぞれ引き上げる。

二、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生に支給する学生手当の月額を七万千三百円（現行六万八千五百円）に引き上げる。

三、本法律は、公布の日から施行し、昭和六十三年四月一日から適用する。

委員長報告

三二ページ参照

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（第百十二回国会閣法第七号）

要旨

本案の主な内容は次のとおりである。

一、艦艇の就役、航空機の取得及び日米防衛協力の推進等に伴い、必要となる自衛官の定数を確保するため、海上自衛隊については二百九十五人増員して四万六千八十五人に、航空自衛隊については二百二十四人増員して四万七千五百五十六人に、統合幕僚会議については四人増員して百六十人とし、合わせて五百二十三人増員することにより、全体としての自衛官定数を二十七万三千八百一人とする（防衛庁設置法の一部改正）。

二、自衛隊の予備勢力を確保するため、予備自衛官の員数を千五百人増員することにより、全体としての予備自衛官の員数を四万七千九百人とする（陸上自衛隊については千人増員して四万六千人に、海上自衛隊については三百人増員して千百人に、航空自衛隊については二百人増員して八百人とする）（自衛隊法の一部改正）。

三、航空自衛隊の有効な機能発揮及び効率的な隊務運営の

ため、飛行教育集団、輸送航空団、保安管制気象団及び術科教育本部を廃止し、新たに航空支援集団、航空教育集団及び航空開発実験集団を設置するとともに、これに伴う関連規定の整備を行う（自衛隊法の一部改正）。

四、本法律は、公布の日から施行する。ただし、航空自衛隊の組織改編に関する規定は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、第百十二回国会に提出され、衆議院において継続審査となっていたものでありまして、その内容は、第一に、艦艇の就役、航空機の取得及び日米防衛協力の推進等に伴い必要となる自衛官の定数を確保するため、海上自衛隊二百九十五人、航空自衛隊二百二十四人、統合幕僚会議四人、合わせて五百二十三人増加することにより、自衛官の総定数を二十七万三千八百一人とすること。第二に、自衛隊の予備勢力を確保するため、予備自衛官の員数を千五百人増加することにより、予備自衛官の総数を四万七千九百人とすること。第三に、航空自衛隊の有効な機能発揮及び効率的な隊務運営のため、飛行教育集団、輸送航空団、保安管制気象団及び術科教育本部を廃止し、新たに航空支援集団、航空教育集団及び航空開発実験集団を置こうとするものであります。

委員会におきましては、竹下内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行うなど慎重な審査が行われました。

質疑の主な内容は、自衛官及び予備自衛官増員の理由、予備自衛官制度のあり方、航空自衛隊の組織改編のメリット、防衛費及び次期防衛力整備のあり方、非核三原則をめぐる諸問題のほか、朝鮮半島情勢を初め現下の国際情勢に対する認識、潜水艦と遊漁船の衝突事故に関する問題等でありますが、その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

採決により質疑を終局することを決定した後、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して久保田理事より反対、自由民主党を代表して板垣理事より賛成、公明党・国民会議を代表して峯山委員より反対、民社党・

国民連合を代表して柳澤委員より賛成、日本共産党を代表して吉川委員より反対の旨の発言がありました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案（第百十二回国会閣法第八二号）

要旨

本案は、行政機関における個人情報の電子計算機による処理の進展にかんがみ、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の取り扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護するとともに、行政に対する信頼性の確保を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、本法律は、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の取り扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

二、行政機関は、所掌事務を遂行するため必要な限度において、かつ、できる限り目的を特定して個人情報ファイルを保有することとし、総務庁長官は、一定の事由に該当する場合を除き、個人情報ファイルの保有目的、記録項目等について公示する。

また、行政機関の長は、個人情報の安全及び正確性を確保するよう努めなければならないとするとともに、個人情報を原則として個人情報ファイルの保有目的以外の目的のために利用し、または提供してはならない。

三、行政機関の長は、本人から、個人情報の開示請求があったときは、原則として、これを開示することとし、訂正等の申し出があったときは、調査し、その結果を通知する。

四、法施行の統一性を確保するため、総務庁長官は、資料の提出及び説明を求め、意見を述べることができる。

五、統計法に基づく統計調査によって集められた個人情報及び統計報告調整法に基づく統計報告の徴集によって得られた個人情報については、本法律の規定は、適用しない。

六、地方公共団体及び特殊法人が個人情報の電子計算機処

理を行う場合には、国の施策に留意しつつ、所要の措置を講ずるよう努めなければならない。

七、本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、個人情報の開示及び訂正等に関する規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

委員長報告

二九ページ参照

統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案（第百十二回国会閣法第八三号）

要旨

本案は、最近における社会経済情勢の変化に即応し、統計行政の円滑な運営に資するため、統計調査に係る秘密の保護を図る等所要の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、指定統計調査以外の統計調査（届出統計調査及び統計報告の徴集）の結果知られた秘密に属する事項についても、指定統計調査と同様に、その秘密は、保護されなければならないとするとともに、これらの統計調査によって集められた調査票等は、原則として、統計上の目的以外に使用してはならない。

二、指定統計調査、届出統計調査及び統計報告の徴集の実施者は、調査票等を適正に管理するための必要な措置を講じなければならない。

三、地方公共団体は、届出統計調査によって集められた調査票等の適正な使用及び管理に努めなければならない。

四、その他統計調査の運営上必要な規定の整備を行う。

五、本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

委員長報告

二九ページ参照